

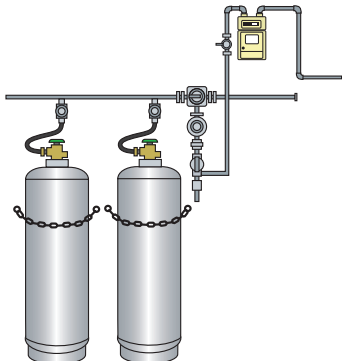
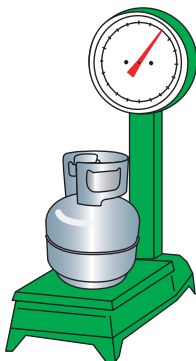
5. 販売事業者の保安サービスの内容(消費者宅の調査点検の毎年実施、全消費者宅へのヒューズガス栓設置等)についても記載するようにしてください。
6. 「販売事業者及び保安機関の責任に関する事項」としては、販売事業者及び保安機関の保安上の責任を有する範囲等を記載してください。
7. 販売事業者が保安機関を変更したときは、遅滞なく、一般消費者等に対し書面を交付する必要があります。その際、⑩の内容のみを交付することでもよい。

【罰則】法第14条第2項の規定による命令に違反した者＝30万円以下の罰金に処する。
(法第100条第1号)

6. 販売の方法

販売事業者は、規則第16条の規定に基づきLPガスを販売しなければなりません。販売の基本は、ガスメーターによる体積販売です。

しかし、屋外において移動して消費する場合、内容積20L以下の容器の場合、カップリング付容器用弁を有する内容積25L以下の容器の場合などは、質量販売が可能です。
(法第16条、規則第16条)

〈体積販売〉 ガスメーターを通過した量(体積) で販売する方法	〈質量販売〉 容器に入っている量(質量) で販売する方法
	

(1)販売方法の主な基準

■ 容器関係

- ① 一般消費者等の供給設備・消費設備に取り付ける充てん容器は、外面に使用上支障のある腐し、割れ、すじ、しわ等がなく、かつ、LPガスが漏えいしていないものであること。
- ② 一般消費者等の供給設備・消費設備に取り付ける充てん容器は、充てん期間を6月以上経過していないものであり、かつ、その旨を明示したものであること。
- ③ 容器交換時に、LPガスの供給が中断することにより使用中の燃焼器からLPガスが漏えいしないよう末端ガス栓を閉止する等の措置を講ずること。ただし、一般消費者等へのLPガスの供給を中断することなく容器交換を行うことができる設備を設けている場合は、この限りではない。

〈解釈〉「その旨を明示」の明示する事項は、「充てん期限平□－○」(□は年、○は月を示す。)とし、月については、次回の再検査を受けないで充てんできる最終日を含む月とする。文字色は赤、一文字の大きさは縦横3cm以上とし、その位置は、容器の胴部の見やすい箇所とします。

■供給、取引関係

- ① 販売事業者の所有する消費設備を一般消費者等が利用する場合は、LPガスの供給開始時まで、当該消費設備が販売事業者の所有する設備であることを当該一般消費者等に確認すること。
- ② LPガスの引渡しは一般消費者等の継続的消費に支障を生じないように遅滞なくすること。
- ③ 一般消費者等に対して液化石油ガスの供給に係る料金その他の一般消費者等の負担となるものを請求するときは、その料金その他の一般消費者等の負担となるものの算定根拠を通知すること。
- ④ 販売契約解除の申し出に対し、販売事業者所有設備の取扱いは正しく行うこと。

イ 供給設備

供給設備の撤去は、所有者である販売事業者が自ら行う。販売事業者は一般消費者等から契約解除の申し出があった場合には、正当な事由が無い限り遅滞なく供給設備を撤去(原則一週間以内)すること。

ロ 消費設備

消費設備に係る配管であって販売事業者が所有するものについては、当該一般消費者等が別段の意思表示をする場合そのほかやむを得ない事情がある場合を除き、適正な対価で一般消費者等に所有権を移転すること。

■供給管、配管、集合装置の修理

供給管、配管又は、集合装置を修理するためにLPガスを遮断するときは保安上支障がない状態で行うこと。

■バルク貯槽

- ① バルク貯槽は規定に基づき検査を行うこと。(バルク貯槽及び附属機器等の検査については、巻末(P.53)の参考資料を参照してください。)
- ② バルク貯槽の修理、清掃又は検査は、保安上支障がない状態で行うこと。

(2)質量販売の可能な場合

質量販売は以下の場合が可能です。(質量販売時の注意事項等については巻末(P.52)の参考資料を参照してください。)

- ① 屋外において移動して消費する場合
(例)屋台(車両による場合を含む。)、イベント、お祭等
- ② 内容積20L以下の容器により消費する場合
イ 調整器が接続された内容積8 L以下の容器(2 kg容器等)を移動して消費
(例)料理飲食店、宴会場等
ロ 20 L以下の容器(8 kg容器等)を配管に接続して消費
(例)工事事務所、臨時的な少量消費先等
- ③ 内容積25L以下の容器(カップリング付容器用弁を有するもの)
- ④ 販売契約の締結日から1年以内取引が停止することが明らかで、登録行政庁が認めた消費の場合
- ⑤ 高圧ガス保安法の適用を受ける販売と不可分な消費の場合
- ⑥ 経済産業大臣が配管に接続することなく充てん容器を引き渡すことを認めた消費の場合
- ⑦ 災害救助法第23条により供与された応急仮設住宅で消費する場合

(3) 容器の引渡し方法

充てん容器の引渡しは、以下の場合を除き配管等に接続して販売します。

- ① 屋外において移動して使用する消費者への販売
- ② 調整器が接続された内容積8 L以下の容器での販売
- ③ 内容積25 L以下の容器での販売(カップリング付容器用弁を有するもの)

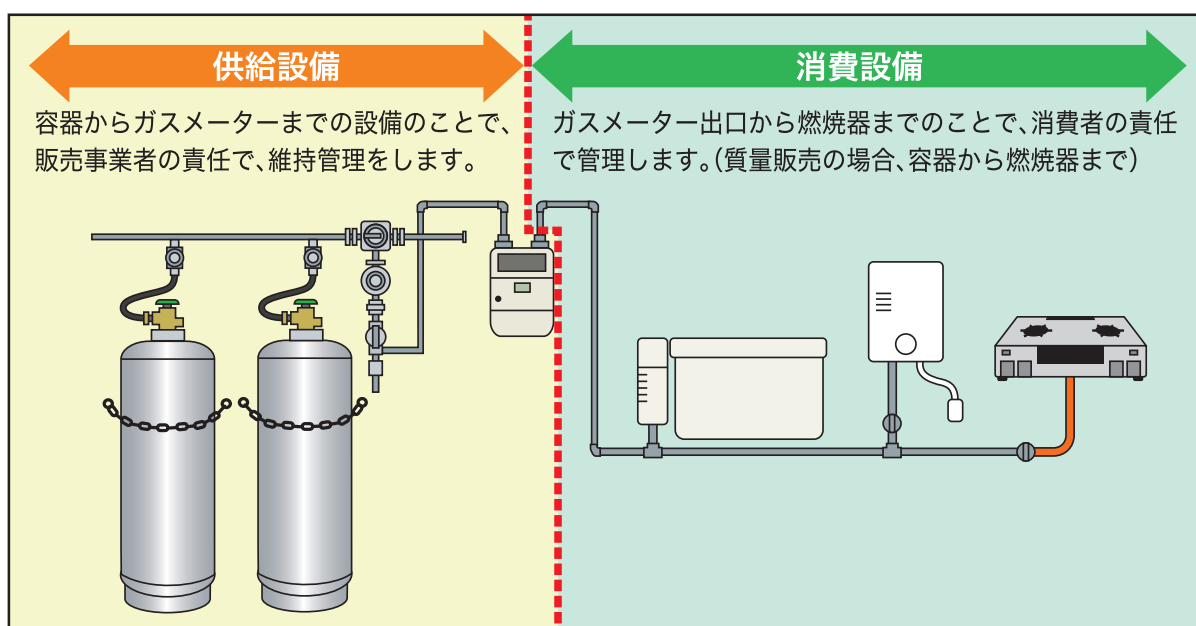
【罰則】法第16条第1項又は第2項の規定に違反した者＝30万円以下の罰金に処する。

(法第100条第1の2号)

法第16条の2第2項の規定による命令に違反した者＝30万円以下の罰金に処する。

(法第100条第2号)

7. 供給設備・消費設備



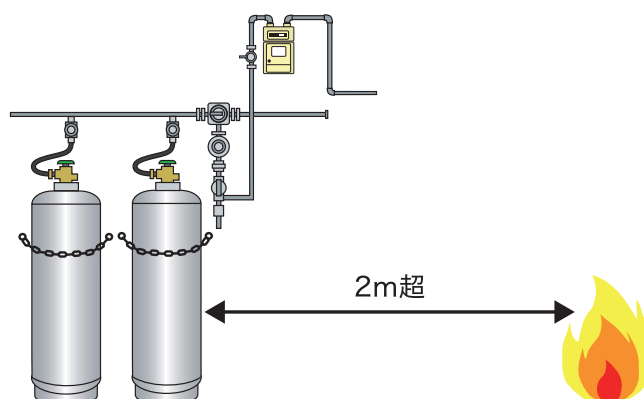
(1) 特定供給設備以外の供給設備の主な基準

販売事業者は、供給設備を技術上の基準に適合するように維持管理しなければなりません。

技術上の基準に適合していない場合は、必要な修理、改造等を販売事業者の責任において行わなければなりません。(法第16条の2、規則第18条)

① 貯蔵能力1,000kg未満(容器)

イ 容器は火気から2m超離れた屋外に設置すること。



- ロ 容器の転落・転倒防止及び腐しよくを防止する措置を講ずること。
 - ハ 容器は温度40℃以下に保つこと。
 - ニ 供給管等に欠陥がないこと及び腐しよくを防止する措置を講ずること。
 - ホ 供給管等からの漏えいはないこと。
 - ヘ 調整圧力は2.3kPa以上3.3kPa以下、閉そく圧力は3.5kPa以下、燃焼器入口圧力は2.0kPa以上3.3kPa以下であること。
 - ト S型マイコンメータ等*が設置されていること。
- ② 貯蔵能力1,000kg以上3,000kg未満(容器)
- イ 貯蔵設備が第一種保安物件から16.97m以上、第二種保安物件から11.31m以上の距離を有すること。(障壁等のない場合)
 - ロ 貯蔵設備は、火気を取り扱う施設に対し5m以上の距離を有すること。
 - ハ LPガスが漏えいしたとき滞留しないような措置を講ずること。
 - ニ 貯蔵設備には、さく、へいを設けること。
 - ホ 貯蔵設備には、外部から見やすいように警戒標を掲げること。
 - ヘ 消火設備を設けること。
 - ト 不燃性又は難燃性の材料を使用した軽量の屋根又は遮へい板を設けること。
 - チ 容器には、転落、転倒等による衝撃及びバルブ等の損傷防止の措置を講ずること。
 - リ 容器には湿気、水滴等による腐しよくを防止する措置を講ずること。
 - ヌ 上記①のニ、ホ、ヘに適合すること及びS型マイコンメータ*又は同等の機能を有する設備を設置すること。

*規則第18条第22号イ【異常なガス流量を検知したときに自動的にガスの供給を停止する機能及びその旨の表示を行う機能を有するガスメーター〔例示基準第44節(20170316商局第9号 平成29年3月31日付け)に定める機能を有したガスメーター〕】

【罰則】法第16条の2第2項の規定による命令に違反した者＝30万円以下の罰金に処する。
(法第100条第2号)

(2) 特定供給設備

特定供給設備には以下の設備をいう。(規則第21条)

① 特定供給設備

- イ 貯蔵設備が容器の場合
 - a. 貯蔵能力が3,000kg以上の貯蔵設備
 - b. 気化装置
 - c. 調整器(貯蔵設備に近接するものに限る。以下この場合において同じ。)
 - d. a.～c.に準ずる設備(貯蔵設備と調整器の間に設けられているものに限る。)
 - e. 貯蔵設備と調整器の間の供給管
 - f. a.～e.の設備に係る屋根
 - g. 遮へい板
 - h. 障壁
- ロ 貯蔵設備に貯槽又はバルク貯槽が含まれる場合
 - a. 貯蔵能力が1,000kg以上の貯蔵設備
 - b. 気化装置
 - c. 調整器(貯蔵設備に近接するものに限る。以下この場合において同じ。)

- d. a.～c.に準ずる設備(貯蔵設備と調整器の間に設けられているものに限る。)
- e. 貯蔵設備と調整器の間の供給管
- f. a.～e.の設備に係る屋根
- g. 遮へい板
- h. 障壁

② 特定供給設備の設置、変更

特定供給設備を設置しようとする場合は、設置場所を管轄する都道府県知事の許可を受けなければなりません。(法第36条)

また、変更しようとする場合は、設置の許可をした都道府県知事に変更許可申請をしなければなりません。(様式第29)

なお、軽微な変更の場合は、設置の許可をした都道府県知事に様式第30による届出をしなければなりません。

③ 完成検査

特定供給設備の完成検査については、8. 完成検査を参照してください。

(3) 容器の取り外し

供給管若しくは集合装置又は調整器から充てん容器等を取り外すときは、その取り外す充てん容器等について、バルブを確実に閉止し、かつ、安全な場所に移す措置を講ずること。(規則第18条第23号)

(4) 消費設備の技術上の主な基準

販売事業者は、一般消費者等が消費設備を規則第44条の基準に適合し維持管理するよう、保安業務などを通して改善提案をしなければなりません。(法第35条の5、規則第44条)

また、CO中毒事故防止対策として、不完全燃焼防止装置付の燃焼器等の設置や、交換を推進していくことが必要です。

① 体積販売の場合

- イ 配管等に欠陥がないこと及び腐しよく防止の措置がされていること。
- ロ 配管に漏えいがないこと。
- ハ 末端ガス栓と燃焼器の接続方法が適切であること。
- ニ LPガスに適合した燃焼器が使用されていること。
- ホ 燃焼器及び排気筒等が適切に設置されていること。
- ヘ 規則第86条に掲げる施設若しくは建築物又は地下室等に設置されている燃焼器は、ガス漏れ警報器の検知区域に設置されていること。

② 質量販売の場合

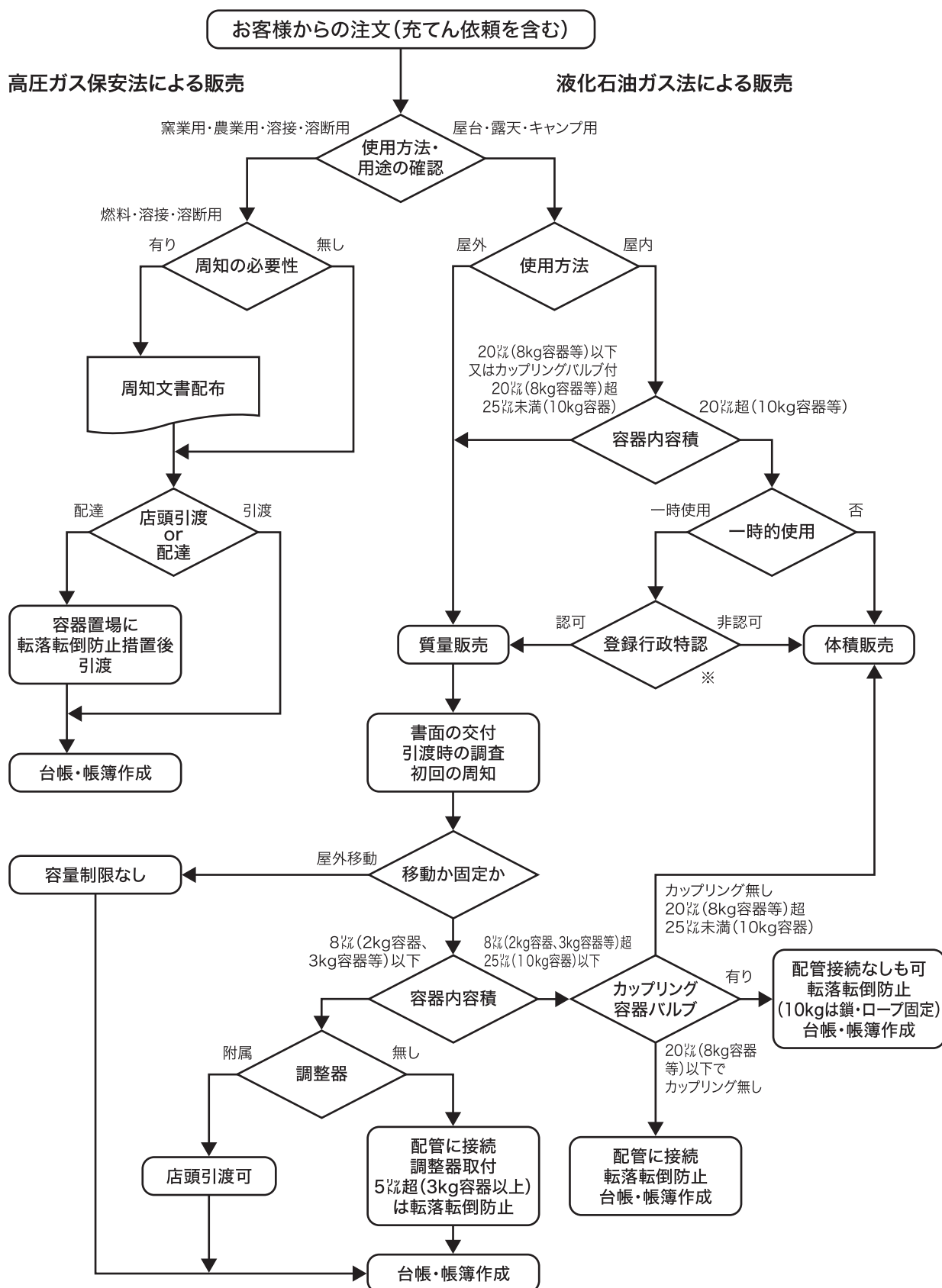
- イ 5Lを超える容器の転落、転倒防止及び腐しよく防止措置がされていること。
- ロ 容器は常に温度40℃以下に保つこと。
- ハ LPガスの使用に適合した調整器であること。
- ニ LPガスに適合した燃焼器が使用されていること。

注) 都道府県知事は、消費設備が技術上の基準に合致しない場合は、その設備の所有者又は占有者に対し、修理、改造、移転の命令ができることになっています。

【罰則】法第35条の5の規定による命令に違反した者＝30万円以下の罰金に処する。
(法第100条第2号)



質量販売時の注意事項等のフローチャート



平成25年度保安講習会資料(日本液化石油ガス協議会、(一社)全国LPガス協会)より引用

※販売契約の締結日から1年以内に取引が停止することが明らかで、登録行政庁が認めた消費の場合等